

産業廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理基準対応表

維持管理基準（その1）

	維持管理基準	計画
共通基準	一 受入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	受け入れる産業廃棄物（以下廃油）は当工場にて発生するものであり、必要に応じて組成を確認し、処理能力に見合った適正なものか管理します。また、受け入れる産業廃棄物の廃液は液位計により計量します。
	二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	廃油の供給量については、その値が一定値に保たれるシステム（FIC：流量指示 調節計）を採用し、その量が処理能力を超える事のないよう管理します。
	三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	廃油が施設から流出する等の異常な事態が生じた時は直ちに原因を明らかにし、必要なら施設の運転を停止します。また流出した廃油の回収作業を行い、原因の解明と再発防止対策を講じます。
	四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、稼働時は、毎日施設の点検を行います。又、1年間に1回以上の定期修理期間を設け、施設の点検・補修を行います。
	五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	貯蔵設備からの廃油の移送はポンプによる密閉圧送で、飛散、流出、及び悪臭の飛散を防止します。定期的に巡回監視及び点検を行います。
	六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	蚊、はえ等の害虫が発生しないように管理するとともに、構内の清潔維持に努めます。
	七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音、振動を発生するおそれのあるものとして圧縮空気、計装コンプレッサー、燃焼空気ブロワーがあります。これら3基の設備はRC造りの建物内に収納します。又、巡回監視で管理し、1年間に1回の定期修理期間を設け、設備の点検・補修を行います。
	八 施設から排水を放流する場合はその水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設で発生する排水はCaF <sub>2</sub> 処理後、中和処理し、工場内の活性汚泥処理施設で処理後、工業用水とともに河川に放流します。工場全体の放流水の水質検査は法の定め、ならびに秋田県、秋田市との公害防止協定に基づきテレメーターにより水質を常時監視しています。
	九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する	維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。

産業廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理基準対応表

維持管理基準（その2）

	維持管理基準	計画
個別基準	a.ピットクレーン方式によって燃焼室に廃棄物を投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	本施設は液体廃棄物（廃油）の焼却炉ですので 本項は該当しません。
	b.燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、「ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設」及び「1 時間当たりの処理能力が 2t 未満の焼却施設」にあつてはこの限りではない。	本施設の処理量は 2t/時間未満の焼却 施設に該当します。廃棄物は配管を使用して供給され、直接炉内に投入されます ので外気と遮断された状態を維持できます。又、流量調節装置により投入量を自動定量調節します。
	c.焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になるように焼却すること。ただし焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあってはこの限りでない。	本施設では水溶性無機塩を湿式処理しておりますので焼却灰は発生しません。
	d.運転を開始する場合には、助燃装置を動作させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	焼却炉の立ち上げ時は LP ガスで着火後、灯油の助燃用バーナーを用いて、速やかに炉温度を上昇させ、950℃～1,000℃とした後に廃液を投入するシステムです。
	e.運転を停止する場合には、助燃装置を動作させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。	本施設は廃油の焼却炉であり、廃液は炉内に噴霧されると瞬時に蒸発し、酸化分解されますので停止時の廃棄物の炉内残留は発生しません。
	f.燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	炉内の燃焼ガスの温度を連続的に測定する温度計及び記録するための装置を設けており、常時測定、記録します。
	g.集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね、摂氏 200 度以下に冷却すること。ただし集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあってはこの限りではない。	燃焼ガスは焼却炉出口のダウンカマーチューブを通過して、冷却缶（廃ガス洗浄施設）において多量の水と接触することにより、おおむね摂氏 90 度まで冷却されます。

産業廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理基準対応表

維持管理基準（その3）

	維持管理基準	計画
共通基準	h.集じん器に流入する燃焼ガスの温度（「g」のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ記録すること。	冷却缶出口の燃焼ガスの温度を連続的に測定する温度計及び記録するための装置を設けており、常時測定記録します。
	i.冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	本施設では水溶性無機塩を湿式処理しており、ばいじんのたい積はありません。
	j.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるように廃棄物を焼却すること。	煙道に連続記録計付き一酸化炭素濃度計を設置し、排出ガス中の一酸化炭素濃度を管理し完全燃焼を行います。
	k.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。	煙道に一酸化炭素濃度計を設置しており、常時測定し、記録します。
	l.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二（第十二条の七関係）の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を 1 ngTEQ/Nm <sup>3</sup> 以下となる ように、廃油を安定して高温で焼却します。 ①800℃以上での燃焼（ほぼ 1,000℃） ②2 秒以上の焼却炉滞留時間（2.5 秒） ③200℃以下への排ガスの急冷（おおよそ 90℃） を遵守します。
m.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る）を 6 ヶ月に 1 回以上測定し、かつ記録すること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び大気汚染防止法に定められた項目及び周期での定期測定を実施いたします。	

産業廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理基準対応表

維持管理基準（その4）

	維持管理基準	計画
	n.排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	設備の定期点検及び定期校正等を実施し、各機器が正常な状態を維持すると共に日常運転管理を行うことで排ガスの排出規制値を維持するように努めます。
	o.煙突から排出される排ガスを、水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	ベンチュリースクラバー及びダストキャッチャーで排ガスと接触した水は循環使用され、補給した水の分が排水となるため、排水はCaF <sub>2</sub> 処理後、中和処理し、工場内の活性汚泥処理施設で処理後、工業用水とともに河川に放流します。
個 別	p.ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備に用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合はこの限りではない。	本施設では、ばいじんおよび焼却灰は発生しません。
	q.ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	本施設では、ばいじんおよび焼却灰の溶融は行いません。
基 準	r.ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	本施設では、ばいじん及び焼却灰の焼成は行いません。
	s.ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあってはばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	本施設では、ばいじん及び焼却灰のセメント固化処理または薬剤処理は行いません。
	t.火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	異常加熱の発生を防止するために、焼却炉内温度を常に検知し、万一その温度が設定値（1,150℃）に達した場合には助燃剤（灯油）及び廃油の自動遮断弁を閉止できる設備とします。又、消火設備は消防法を遵守した屋外消火栓及び消火器を設置します。
	u.燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	焼却炉下部に温度計を設置し、炉頂部に設けた助燃装置を用いて、燃焼室の出口における炉温を950℃～1,050℃に保ちます。